、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和四年内閣府告示第三十九号）による改正前の特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号。以下「公定価格基準」という。）に基づき算出された費用の額のうち、令和三年十月の新制度移行私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園に在籍する一号認定子どもに係る額の合計額とする。以下この表において同じ。

4　前年度新制度移行私立幼稚園在籍人員数及び前年度私立認定こども園在籍人員数の合計数は、教育・保育給付支弁台帳に記載された令和三年十月一日現在の新制度移行私立幼稚園の在籍人員数及び私立認定こども園に在籍する一号認定子どもの数の合計数とする。以下この表において同じ。

［5　略］

1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$$\frac{A}{[B+\{C-(D\times 0.965)\}\times 1.015]\times 100}$$

D × 0.965 及び｛C －（D × 0.965）｝× 1.015 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

［2～5　略］

1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア(1)、算式ア(2)、算式イ、算式ウ、算式エ(1)、算式エ(2)、算式エ(3)、算式オ、算式カ及び算式キにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア　(1)

$$\alpha\times B\times 18.765$$

六　生活保護費　町村部人口

七　社会福祉費　人口

、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和三年内閣府告示第十四号）による改正前の特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号。以下「公定価格基準」という。）に基づき算出された費用の額のうち、令和二年十月の新制度移行私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園に在籍する一号認定子どもに係る額の合計額とする。以下この表において同じ。

4　前年度新制度移行私立幼稚園在籍人員数及び前年度私立認定こども園在籍人員数の合計数は、教育・保育給付支弁台帳に記載された令和二年十月一日現在の新制度移行私立幼稚園の在籍人員数及び私立認定こども園に在籍する一号認定子どもの数の合計数とする。以下この表において同じ。

［5　同上］

1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$$\frac{A}{[B+\{C-(D\times 0.968)\}\times 1.013]\times 100}$$

D × 0.968 及び｛C －（D × 0.968）｝× 1.013 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

［2～5　同上］

1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア(1)、算式ア(2)、算式イ、算式ウ、算式エ(1)、算式エ(2)、算式エ(3)、算式オ、算式カ及び算式キにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア　(1)

$$\alpha\times B\times 18.076$$

六　生活保護費　町村部人口

七　社会福祉費　人口